

第9期吹田市立図書館協議会委員募集要項

吹田市立図書館条例（昭和27年吹田市条例第183号）第5条に定める吹田市立図書館協議会（以下「協議会」という。）の委員を下記の要領で募集します。

記

- 1 内 容 吹田市立図書館の運営に関し、中央図書館長の諮問に応ずる。
- 2 応募資格 (1) 図書の運営に関する会議(年3回程度)に出席できる方
(2) 市内に住み、通勤し若しくは通学する方又は市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う方
(3) 18歳以上の方
(4) 市の他の審議会等の委員になっていない方
(5) 常勤、非常勤を問わず市職員でない方
- 3 募集人数 2人以内
- 4 任命期間 委嘱日から2年間
- 5 謝 礼 条例で定められた額
- 6 応募方法 (1) 市販の原稿用紙、便箋などに、次に掲げる事項を記載したものに作文を添えて、応募してください。
①名前、②年齢、③性別、④住所、⑤電話番号、
*吹田市に住所を有しない方は、勤務先、学校、又は事業所の名称及び住所も必要です。
⑥会議出席時に一時保育を希望される方は一時保育希望とお書きください。(対象は1歳以上就学前までの児童)
(2) 作文のテーマ「私の考える図書館像」(800字程度)
なお、作文及び記載事項の書類については、お返しできませんので、ご了承ください。
- 7 募集要項の
配布場所 中央図書館臨時窓口
千里図書館
千里図書館北千里分室
さんくす図書館
江坂図書館
ちさと（千里山・佐井寺図書館）
千里丘図書館
山田駅前図書館
山田駅前図書館山田分室
吹田市役所本庁舎低層棟3階「生涯学習情報提供コーナー」

- 8 応募期日等 令和元年8月31日（土）までに、中央図書館臨時事務所へ郵送してください。（当日消印有効）
- 9 選考方法 教育委員会地域教育部内で組織する図書館協議会委員選考委員により選考します。
- 10 審査基準 （1）課題の認識、とらえ方が適切か。
（2）理論の進め方が適切か。
（3）自分の意見を述べているか。
（4）考え方にたよりがないか。
- 11 結果発表 10月中旬に応募者全員に通知します。
- 12 応募先及び
問合せ先 〒564-0002 吹田市岸部中1丁目15番1号
吹田市立中央図書館臨時事務所
TEL 6387-0072
FAX 6339-7144